

## 5 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数15トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 地方名称板びき網漁業

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ 地方名称機船手繰網漁業

次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ、エ及びオ並びに基点2の各点を順次に結んだ6直線と陸岸とによって囲まれた海面を除く福島県の海面

基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端

点ア 基点1から90度16,668メートルの地点

点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度9,260メートルの地点

点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台中心点から90度4,630メートルの地点

点エ いわき市小名浜下神白番所灯台中心点から90度6,482メートルの地点

点オ 基点2から90度9,260メートルの点

- (5) 漁業時期  
毎年9月1日から翌年6月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ及びエ並びに基点2の各点を順次に結んだ5直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち福島県海面においては、夜間の操業をしてはならない。

基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

点ア 基点1から90度33,336メートル(18海里)の点

点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度12,964メートル(7海里)の点

点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台から90度5,556メートル(3海里)の点

点エ 基点2から90度13,890メートル(7.5海里)の点

基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端

- (2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 許可等の申請にかかる船舶の総トン数が、従前の当該漁業許可船舶の総トン数を超過しているとき。ただし、第5又は第6の規定による大型化を除く。
- (2) 代船許可等の申請の場合、従前の当該漁業許可を受けた船舶(以下「廃業船舶」という。)の用途、若しくは処分が不明であるとき、又は廃業船舶が当該漁業を無許可で操業するおそれがあると判断されたとき。
- (3) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(補充を要しない大型化)

第5 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可等にかかる船舶の総トン数を増加し、またはその許可船舶の総トン数をうわまわる総トン数の代船について許可等を受けようとする場合には、大型化以前の許可船舶の総トン数が属する次表左欄に掲げる船舶階層区分に対応する右欄大型化の限度までは、第6に規定する補充を要せずに大型化することを認める。

船舶階層区分	大型化の限度
13.51 トン以上 15.00 トン未満 (「15.00 トン未満階層」という。)	14.99 トン
10.00 トン以上 13.51 トン未満 (「13.51 トン未満階層」という。)	13.50 トン
8.51 トン以上 10.00 トン未満 (「10.00 トン未満階層」という。)	9.99 トン
8.51 トン未満 (「8.51 トン未満階層」という。)	8.50 トン

(補充を要する大型化)

第6 当該漁業の許可等を受けた者が、第5の規定により大型化する場合を除き、当該許可等船舶を大型化しようとする場合には、下記要件をすべて満たしている場合に限り、これを認める。

(1) トン数の補充

トン数の補充は下表の大型化の範囲に応じた補充単位を補充するものとする。

大型化の範囲	補充単位	備考
1階層上位に大型化する場合	1単位以上	廃業に伴う補充の単位は附表による。
2階層上位に大型化する場合	2単位以上	
3階層上位に大型化する場合	3単位以上	

(2) 大型化の条件

ア 廃業船舶について、許可の取消し処分に相当する悪質な漁業関係法令違反をしていないこと。

イ 補充により大型化した船舶を補充用として使用する場合は、当該船舶が大型化した日から起算して1年以上経過した船舶であること。

ウ 廃業船舶について、当該漁業廃業の時まで引き続き1年以上休業していないこと。

- (3) 補充のための当該漁業の廃業は、補充による大型化と同時にするものとする。ただし、大型化のための補充後も補充単位に余剰が生じた場合、これをさらに大型化に使用する場合については、当該廃業船舶の廃業届があった日から6か月間はこの限りでない。

(中間代船の許可)

第7 当該漁業の許可を受けた者が、その許可船舶で操業することを廃業し、又は許可船舶が滅失、沈没その他これに準ずる事由により第5に定める船舶階層区分を越えて小型化した代船について許可等の申請があった場合は、許可等をする。

- 2 前項の小型化した船舶を当該廃業又は滅失若しくは沈没の日から2年以上経過した後に、当該船舶が小型化前に属する階層に復元しようとするときは、第6の補充による大型化の規定を適用する。

(他県からの入会)

第8 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(3)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

#### 1 制限措置

##### (1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)

##### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数15トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

##### (3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

##### (4) 操業区域

###### ア 地方名称板びき網漁業

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

###### イ 地方名称機船手繰網漁業

次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ、エ及びオ並びに基点2の各点を順次に結んだ6直線と陸岸とによって囲まれた海面を除く福島県の海面

- 基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端
  - 点ア 基点1から90度16,668メートルの地点
  - 点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度9,260メートルの地点
  - 点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台中心点から90度4,630メートルの地点
  - 点エ いわき市小名浜下神白番所灯台中心点から90度6,482メートルの地点
  - 点オ 基点2から90度9,260メートルの点

(5) 漁業時期

毎年9月1日から翌年6月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可等の条件

- (1) 次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ及びエ並びに基点2の各点を順次に結んだ5直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち福島県海面においては、夜間の操業をしてはならない。

- 基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
  - 点ア 基点1から90度33,336メートル(18海里)の点
  - 点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度12,964メートル(7海里)の点
  - 点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台から90度5,556メートル(3海里)の点
  - 点エ 基点2から90度13,890メートル(7.5海里)の点

基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端

- (2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (3) 船橋の両側に、5センチメートルの幅で5センチメートルの間隔をもつ帯状2本の朱色塗装標識をしなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和51年9月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

附 表

廃業船舶の階層区分		左の船舶廃業の場合の 大型化の単位
13.51 トン以上	15.00 トン未満	5 単位
10.00 トン以上	13.51 トン未満	4 単位
8.51 トン以上	10.00 トン未満	3 単位
8.51 トン未満		2.5 単位

## 6 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 小型機船底びき網漁業のうち地方名自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業(地方名称 自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 地方名称自家用釣餌料びき網漁業にあつては、下表のとおりとする。

地方名称自家用釣餌料板びき網漁業にあつては、漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間(令和2年11月16日農林水産省告示第2235号)の第2の2に規定する海域のうち、下表のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
請 戸	第 17 号、第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
鹿 島	第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

磯部 相馬原釜 新地	第22号、第23号、第24号、第25号、第26号共同漁業 権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点 正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除 く水深22メートル以浅の海面
------------------	--

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

地方名称自家用釣餌料びき網漁業の操業期間は、周年。

地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業期間は、9か月を限度とした下表の期間とする。

漁業根拠地	操業期間
小名浜	毎年3月1日～11月30日
四倉	毎年4月1日～12月31日
富熊、請戸、鹿島	毎年2月1日～10月31日
磯部、相馬原釜、新地	毎年3月1日～11月30日
その他	毎年1月1日～9月30日

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

(1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。

毎年6月1日から9月30日までの期間：午後9時から午前2時までの時間

毎年10月1日から翌年5月31日までの期間：午後7時から午前4時までの時間

(2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。

(3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。

(4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて25kgを超えてはならない。

(5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

(6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない。  
(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

(1) えびを使用するつり、はえなわ漁業を営まない者より申請があったとき。

(2) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。

(3) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。

(4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(3)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

#### 1 制限措置

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業(地方名称 自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所25-14番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面

(5) 漁業時期

平潟・大津地区:毎年1月1日から9月30日まで

その他の地区:毎年5月1日から9月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

- (1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。  
毎年6月1日から9月30日までの期間：午後9時から午前2時までの時間  
毎年10月1日から翌年5月31日までの期間：午後7時から午前4時までの時間
- (2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。
- (3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。
- (4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて20kgを超えてはならない。
- (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない。
- (8) 船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に朱色で塗装しなければならない。

### 附 則

- 1 この方針は、令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和51年9月1日)は廃止する。

### 附 則

この方針は、令和5年5月16日から施行する。

## 7 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業（ほっきがい等）の許可等に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に規定するほか、この方針に定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数5トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

(1) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

（許可等をしない場合）

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 申請者が所属する漁業協同組合長の操業資格証明書の提出がないとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業（ほっきがい等）の許可等に関する取扱方針(昭和50年8月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 8 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(こたまがい、はまぐり等)の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 貝けた網漁業(こたまがい、はまぐり等)の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)に規定するほか、この方針に定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業(地方名称 貝けた網漁業(こたまがい、はまぐり等))

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

(1) ほっきがいを採捕してはならない。

(2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 申請者が所属する漁業協同組合長の操業資格証明書の提出がないとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(こたまがい、はまぐり等)の許可等に関する取扱方針(平成17年6月16日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 9 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業（えぞいしかげがい等）の許可等に関する取扱方針

### （趣 旨）

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に規定するほか、この方針に定めるところによる。

### （制限措置）

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

#### （1） 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

#### （2） 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

#### （3） 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

#### （4） 操業区域

相馬市と南相馬市境界点から正東の線以北で、小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業区域で第一種共同漁業権漁場の沖合の福島県の海面

なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

#### （5） 漁業時期

毎年1月20日から3月20日まで

#### （6） 漁業を営む者の資格

相馬市及び新地町いずれかに住所を有する者

### （許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

（1） ほっきがい、こたまがい及びはまぐりを採捕してはならない。

（2） 魚類が混獲された場合は、すべて海中に投棄し、船内に所持してはならない。

（3） 他の漁業に従事する日は、当該漁業を営んではならない。

- (4) 夜間の操業をしてはならない。
- (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (7) 貝けたの間口の幅は、2メートル以内でなければならない。
- (8) 殻長6センチメートル未満のえぞいしかげがい及び殻長7センチメートル未満のながうばがいは、採捕してはならない。
- (9) 操業中は、黄色の標旗(たて50センチメートル、よこ50センチメートル)を船橋の上約1メートルの場所など見易い場所に掲揚しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者から2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認めるときは、この限りでない。

## 附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称貝けた網漁業(えぞいしかげがい等)の許可等に関する取扱方針(平成元年1月24日)は廃止する。

## 10 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
	漁業根拠地	小型機船底びき網漁業 (地方名称 機船手繰網 漁業及び板びき網漁業) の 許可船舶
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及 びいわき市沼之内と同市 豊間との境界点正東の線 以南の海面で共同漁業権 漁場を除く福島県海面	いわき市久之浜町と同市四 倉町との境界点正東の線以 南の福島県海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権 漁場及びいわき市沼之内 と同市豊間との境界点正 東の線以南の海面で共同 漁業権漁場を除く福島県 海面	
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権 漁場及びいわき市沼之内 と同市豊間との境界点正 東の線以南の海面で共同 漁業権漁場を除く福島県 海面	
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及 びいわき市沼之内と同市 豊間との境界点正東の線 以南の海面で共同漁業権 漁場を除く福島県海面	
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及 びいわき市沼之内と同市 豊間との境界点正東の線 以南の海面で共同漁業権 漁場を除く福島県海面	
沼 之 内	いわき市久之浜町と同市 四倉町との境界点正東の 線以南から、いわき市沼之	

	内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	
四 倉	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の海面	いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の福島県海面
富 熊 請 戸	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以北の福島県海面	

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

当該漁業の操業期間は、次のとおりとする。

区 分	操 業 期 間
小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日～7月31日まで
その他の船舶	周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ続以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(2そうびきの漁法)

第5 2そうびき漁法の場合は、それぞれの船舶にこの方針を適用する。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域  
いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを

順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く)。

基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門

点ア 基点より 110度 1,200メートルの点

点イ 点アより 190度 1,500メートルの点

点ウ 点イより 290度の線と最大高潮時海岸線との交点

(5) 漁業時期

毎年3月1日から12月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可等の条件

(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

(2) 網口開口板を、使用してはならない。

(3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(4) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入シ第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に黄色で塗装しなければならない。

附 則

1 この方針は令和3年1月29日から施行する。

2 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご(通称めろうど含む)、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和50年8月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 11 機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 機船船びき網漁業のうち、おきあみひき網漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業(おきあみひき網漁業)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分 漁業根拠地	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業 (地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許 可船舶	その他の船舶
勿 来 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 間 沼 之 内	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面

四 倉	点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
久 之 浜	海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	いわき市四倉町と同市沼之内との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面
富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地		いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
毎年2月1日から7月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- 1 小型機船底びき網漁業（地方地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合
- (1) おきあみ以外の魚種が混獲されたときは、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- 2 その他の船舶の場合
- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当する者が申請したときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ統以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(2そうびきの漁法)

第5 2そうびき漁法の場合は、それぞれの船舶に、この方針を適用するものとする。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域  
合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面
- (5) 漁業時期  
毎年2月11日から7月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

#### 2 許可等の条件

- (1) 網口開口板を、使用してはならない。
- (2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに關係する

- 者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (3) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入才第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を 10 センチメートルの幅で带状に緑色で塗装しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業のうち、おきあみひき網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 53 年 12 月 1 日）は廃止する。

附 則

この方針は令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

## 12 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針

### (趣 旨)

第1 機船船びき網漁業のうち、さよりひき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業 （地方名称 機船手繰 網漁業及び板びき網漁 業）の許可船舶	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
その他の船舶	福島県海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方 名称 機船手繰網漁業及び板 びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から6月30日まで
その他の船舶	毎年11月1日から翌年6月30日まで

- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有すること。

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ統以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(2そうびき漁法)

第5 2そうびき漁法の場合は、それぞれの船舶にこの方針を適用するものとする。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

## 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域  
いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から 90 度の線以南の福島県の海面
- (5) 漁業時期  
毎年 12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (4) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入サ第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を 10 センチメートルの幅で帯状に青色で塗装しなければならない。

### 附 則

- 1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 50 年 8 月 1 日）は廃止する。

### 附 則

この方針は令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

### 13 刺し網（流し網）漁業の許可等に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 刺し網（流し網）漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
刺し網（流し網）漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面

富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北 の福島県海面
---	----------------------------------

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
周年
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 3枚網を使用してはならない。
- (2) 海中に敷設できる漁網の長さは1,500メートルを超えてはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (4) さけ・ますを採捕してはならない。
- (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (6) 船橋の両側を5センチメートルの幅で帯状に青色に塗装しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。

2 さし網（流し網）漁業の許可等に関する取扱方針（昭和50年8月1日）は  
廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 16 かが漁業のうち沿岸かにかご漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かが漁業のうち、沿岸かにかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

かが漁業（沿岸かにかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

沼之内	第12号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
請戸	第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
毎年4月1日から9月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するかごの数は、30個を超えてはならない。
- (3) 甲幅5センチメートル以下のかには、採捕してはならない。
- (4) かに以外の水産動物を採捕してはならない。
- (5) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (6) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けなければならない。

- (7) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かが漁業のうち沿岸かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 17 かが漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かが漁業のうち、はもかが漁業、沖合かにかが漁業、沿岸かにかが漁業及び沖合たこかが漁業を除くかが漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
かが漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 間 沼 之 内 四 倉 久 之 浜	所属漁業協同組合に免許された共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

富 熊 請 戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第 3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するかごの数は、300 個を超えてはならない。
- (3) はも、あなご又はひらつめがにとがざみ以外のかにを、採捕してはならない。
- (4) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (5) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上 1 キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かが漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

かご漁業（沖合たこかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 間 沼 之 内 四 倉 久 之 浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面
---	---

- (5) 漁業時期  
毎年7月1日から8月13日まで  
ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者。

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。
- (2) ひらつめがに及びがざみを除くかにを採捕してはならない。
- (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 操業協定は、遵守しなければならない。

(許可の有効期間)

第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。
- (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かが漁業のうち沖合たこかが漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年5月16日から施行する。

## 19 かが漁業のうちはもかが漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かが漁業のうち、はもかが漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

かが漁業（はもかが漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
毎年3月1日から11月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するかごの数は、600個を超えてはならない。
- (3) はも、あなご以外の水産動物を採捕してはならない。
- (4) どう漁業又は他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (5) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあつた日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

## 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
かご漁業（はもかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域  
いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から 90 度の線以南でかつ小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面
- (5) 漁業時期  
毎年7月1日から8月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するかごの数は、600 個を超えてはならない。
- (3) はも、あなご以外の水産動物を採捕してはならない。
- (4) どう漁業又は他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (5) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上 1 キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かご漁業のうちはもかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 20 どう漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 どう漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

ただし、平成8年7月31日において、はもどう漁業の許可等に関する取扱方針（平成6年9月1日施行）第3の規定の運用を受けた総トン数7トン以上の船舶で、操業の実績を有する船舶について、同一の船舶で引き続き申請したときは、その申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 総トン数7トン未満船

(ア) 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡 広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種 共同漁業権漁場を除く海面
-----	--

(イ) (ア)の操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

イ 総トン数7トン以上船

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

区 分	操業期間
総トン数7トン未満船	周年
総トン数7トン以上船	毎年7月1日から8月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するどうの数は600個を超えてはならない。
- (3) かご漁業のうちかもかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたと

き。

- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

## 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
どう漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった馬力数以下
- (4) 操業区域  
いわき市小名浜下神白字番所 25-14 番所灯台中心点(北緯 36 度 56 分 08 秒) から 90 度の線以南でかつ小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面
- (5) 漁業時期  
毎年7月1日から8月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するどうの数は 400 個を超えてはならない。
- (3) かご漁業のうちはもかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 どう漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 21 つば漁業の許可等に関する取扱方針

### (趣 旨)

第1 つば漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
つば漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
沼 之 内	第12号、第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
四 倉	第14号、第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面

久之浜	第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
富熊 請戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
鹿島 磯部 相馬原釜 新地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第 3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するつぼの数は、2,000 個を超えてはならない。
- (3) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上 1 キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第 4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より 2 隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあつた日から 1 か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

2 つば漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 22 固定式刺し網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 固定式刺し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

固定式刺し網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

江名町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期  
毎年9月1日から翌年7月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 海中に敷設できる漁網の長さは、3,000メートル（相乗り等共同経営の場合は4,500メートル）を超えてはならない。
- (2) かれい、ひらめ、かに及びすずき刺し網の目合は、11.5センチメートル（3.8寸）以上、あかじがれい刺し網にあつては、8.5センチメートル（2.8寸）以上、めばる刺し網にあつては、6.1センチメートル（2寸）以上でなければならない。
- (3) 敷設した刺し網の両端及びその中間の海上には、所属漁業協同組合長が県と協議して定めた標旗に許可番号を明瞭に記載し、1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

- (4) 3枚網を使用してはならない。
- (5) 刺し網1反ごとに網具に固着された2個以上の浮子に、船名及び氏名を明瞭に記載しなければならない。
- (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (7) 船橋の両側を5センチメートルの幅で帯状に黄色の塗装をしなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和50年8月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

## 25 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針

### (趣 旨)

第1 地びき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

地びき網漁業

(2) 操業区域

漁業根拠地ごとに、次に掲げる操業区域のうち、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意があった共同漁業権漁場

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第1号共同漁業権漁場
小 浜	第3号、第5号共同漁業権漁場
小 名 浜	第5号共同漁業権漁場
江 名 町	第8号共同漁業権漁場
豊 間	第9号共同漁業権漁場
沼 之 内	第11号共同漁業権漁場
四 倉	第13号共同漁業権漁場
久 之 浜	第15号共同漁業権漁場
富 熊	第17号共同漁業権漁場
請 戸	第19号共同漁業権漁場
鹿 島	第21号共同漁業権漁場
磯 部	第22号、第23号共同漁業権漁場
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場
新 地	第25号、第26号共同漁業権漁場

(3) 漁業時期

毎年6月1日から9月30日まで

- (4) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ月以上連続した申請があったとき。  
(2) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。  
2 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和50年8月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。